

特定最低賃金（産業別）の日本標準産業分類表

自動車・同附属品製造業
適用する使用者 島根県の区域内で自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）
E31 輸送用機械器具製造業 E310 管理、補助的経済活動を行う事業所（3 1 輸送用機械器具製造業） E3100 主として管理事務を行う本社等 E3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 E311 自動車・同附属品製造業 E3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）（島根県最低賃金適用） E3112 自動車車体・附随車製造業 E3113 自動車部分品・附属品製造業 E312 鉄道車両・同部分品製造業（島根県最低賃金適用） E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業（島根県最低賃金適用） E314 航空機・同附属品製造業（島根県最低賃金適用） E315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業（島根県最低賃金適用） E319 その他の輸送用機械器具製造業（島根県最低賃金適用）  L7282 純粋持株会社

適用除外労働者

- 1 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 2 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次の業務に主として従事する者
  - (1) 清掃、片付け又は整理の業務
  - (2) 選別、検数、結束又は包装の業務
  - (3) 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
  - (4) 手作業による運搬の業務